

論文答練 答案用紙

科目 審査 回数 1 問題番号 1 提出日

校舎	
提出日	

※校舎は「通信受講生」の場合、通信と記入ください。

答練名	※該当コースに○を付けてください。 論文基礎答練/予備論文応用答練/ 重要判例答練/その他()	点数
会員番号	フリガナ 氏名	16

第1 本件規制の合憲性(1)について

1 本件規制は、Xのセラ配布等を通じての表現の自由を侵害しており、憲法21条1項に違反するところである。

2 また、Xの配布等の自由は、憲法上保障される。

憲法21条1項は、表現の自由を保障している。表現とは、情報を外部に伝達する行為である。

Xは、市民団体等の構成員として、「STOP原発!市民決起集会」(以下、「本件集会」とする。)への参加を呼びかける目的で、本件集会への参加を勧請するビラを配布しており、演説を行っている。甲は、原子力発電所の即時稼働停止運動に活動していることから、Xのセラ配布や、演説等、甲の原発稼働停止運動の主張を公衆に対して伝達する表現行為である。原発稼働の肯定は政治的主張にモチーフがあることから、自己政策に関する自己政治の価値も有している。

したがって、Xのセラ配布等は、「其他一切の表現の自由」(いわゆる憲法21条1項による)を保障される。

3 本件規制によると、Xは、セラ配布等により、原発反対の主張を勧請するとしており、本件集会主催者は市民大たく参加し、原発稼働の肯定(=原発停止を止めない)を主張しており。そのため、Xの表現の自由に制約が生じている。

4 (1) 本件規制とは、Xのセラ配布等を止めさせ、乙の原発稼働の肯定を禁じる本件集会の参加を呼びかけることを自体に制約しているので、本件規制は本件セラ配布等の表現内容(=表現の自由)を規制する。したがって、本件規制の合憲性は、嚴格な基準、すなはち、やむにやむしてのみ、目的のため

23 Xのセラ配布等によるしか正當化されない方法でなければならぬとの見解があつた。
 24 (2) これに対し、本件規制は、駅前広場という場所で、セラ配布等の表現方法を規制しているとする。特・場所・方法に着目して表現の内容中立規制であるから、厳格な基準が必要せず、厳格な合理性の基準によらずとの見解もあつた。
 25 (3) PとMと、本件規制の規制範囲を検討する。鉄道営業法35条が、
 26 「鉄道地内」において、公衆への「物品…配布」や「演説勧請」を鉄道保
 27 の許諾するところであるが、禁止する場合は、鉄道運営の運
 28 貨上、車内や駅構内、駅前で多数の利用者が往来し、物品配布や演
 29 講が行われると、利用者の通行を阻害したり、鉄道の運行に支障が生じたり
 30 が危険であるからである。しかし、MとPとでは、本件規制は、表現の
 31 基準の内容を着目するところ、鉄道周辺での「物品配布」や「演説」の
 32 表現の場所や方法に着目して規制であり、表現の内容中立規制である。
 33 ③ (PとMと) 本件規制は、厳格な合理性の基準でなくから主義は目的、
 34 ② 目的達成のための実質的関連性の手段によらなければ、正当化されない。
 35 (不適切)
 36 ① (PとMと) 本件規制の目的は、上述のように、多数の駅利用者の通行の
 37 安全を図り、鉄道の安全(=内済の安全)を運行で図ることにかかる、全
 38 ての目的といえる。
 39 ② (PとMと) ①の目的のため、本件規制は、「鉄道地内」で「公衆」に対し
 40 て「物品…配布…演説勧請」を鉄道の運営許諾(=やめられず、刑罰なし、
 41 て禁止して)。駅は、本来鉄道を利用した際の施設施設であり、不適切

⑤ 45 多数者が一日之内で往復する場所ではあるが、自由な物品の配布
46 や演説がなされてしまうと利用者、通行人阻害して利用者同士がぶつかり、
47 フラグが立たれたり、駅・鉄道利用の阻害によって身体への危険心など
48 可能性がある。また、利用者（＝フラグが立つと、それに伴い人身事故防止
49 の観点から鉄道運行本部も支障が生じる）。そのため、鉄道区内で一律に
50 物品配布や演説を行なうことは目的達成のためには有効な手段となる。
51 実質的問題性がある。

5 5.2. 本件規制は合意である。

6 第2 X3に本件規制を適用(7-点)→

1 もの、X3の行為の形式的(＝鉄道営業法35条)違反であるとしても、X3
55 の行為配布等へ本件規制を適用(7-点)、X3が表現の自由を侵害する違憲
56 的懸念がなければ、違法とはならない。

2 X3のセイ酒配布等行為、飛沫上正当化説(飛沫35条)(＝本件規制)
58 違法性の阻害され、本件規制の形式的(＝適用)とは違法21条1項に
59 反する。

60 セイ酒配布等が正当行為に該当しない場合は、セイ酒配布の懸念や、目的の
61 制限なし。

3 (1) X3はセイ酒配布等(＝駅前広場の道路部分)の通行(以下略)する
63 上の懸念で立派でない、直行X-Tレバーハンドルの駅前広場内(中止)、中央部
64 (＝本件規制の道路以外)で通行人が通行できなくなる、通行の支障は
65 かかる。7-点。

66 したがって、X3は、甲の本件集会に参加を禁止する旨(＝セイ酒配布して

3 67 (7-点)、目的は表現の自由の行使として違法ではない。そのための内容
68 も、「原告は市民の健康に重大な危険をもたらす」と、甲に主義立
69 張行為であり、正当である。

70 (2) (本件 X3の演説は、全国5X-Tレバーハンドルの規制範囲内では不法行為
71 ではないが大音量で行われ、実質的には通行駅前広場全件の通行阻害
72 が行われるところ。)

73 74 甲、D2は X3に規制適用を主張し、セイ酒配布の規制は本件規制の
75 76 2X-Tレバーハンドル規制、X3の演説自体を規制的手段とするべきである。
77 78 A市の市街地(＝駅前広場以外)は違法で本件規制の適用が認められる
79 80 (乙も、通行人を通行させ難くするが、駅長Dの注意や甲の要請に応じ
81 82 ない結果でセイ酒配布等行為、正当事由として社会通念上是認し
83 84 される。)

85 4 5.2. X3に本件規制を適用(7-点)、合意である。

以上

(90点)

論文答練 答案用紙

科目	憲法	回数	1	問題番号	2
----	----	----	---	------	---

校舎	
提出日	

※校舎は「通信受講生」の場合、通信とご記入ください。

答練名	※該当コースに○を付けてください。 論文基礎答練/予備論文応用答練/ 重要判例答練/その他()
会員番号	

フリガナ	
氏名	

点数	25
----	----

第1 イの行為が Xの（權）を侵害するかについて

1 市長Yが B神社に公金を支出し、王者の御大祭に参加した行為は、キリスト教徒Xの、静寂な環境で自家の宗教を信仰する自由を侵害し（①）信教の自由（憲法20条1項）を侵害したこと。

2 信教の自由は、憲法20条1項により保障されており、Xがキリスト教を信仰する自由は、同条（254）で保障されたこと。

も、Yが個人の信仰の自由は、内心において精神的に保障されるべきであるが、他者の信仰心を他者にも強要する行為は、他者の信仰の自由を侵害する行為である。また、信教の自由は、他者の關係においては、他者の信仰を容認すべきであることを求められており、静寂な環境下で自家の宗教を信仰する権利は憲法20条1項による保障するところではない。

3 本件において、キリストYの行為は、キリスト教徒Xに対して、自己の宗教であるキリスト教と相入れないB神社に向づいたものであり、Xが静寂な環境下でキリスト教を信仰する権利を侵害したことと認められる。

しかし、Yの行為（=5.2）、何らXのキリスト教の信仰自由へ割り込まれず、且Xの信仰心をYへ強要するとは、他者の信仰の自由を侵害するものである。その点、Xは、Yの關係で、Yの行為にも対して対応すべきことが要請される。

4 よって、Xの信教の自由が、Yの行為で侵害されているといえ、道義的問題は依然としてある。

第2 Y市長の公金支出行為について

1 Y市長が、B神社に、~~大祭式の~~春の例大祭に際し寄附金名目で5万円を

23 公金から支出されたことは、憲法89条の禁止（公金支出：平成7年、B神社への特權）
24 権侵害（憲法20条1項）として違法とされるべき（地方自治法242条の
25 2項1項4号）。
26 2.(1) 憲法89条が憲法上の問題（=27ア）公金支出を禁止しているのみ、憲法20条
27 1項によると宗教団体への特權侵害の禁止は行政面から担保されたもので
28 ある。平成7年、宗教団体への公金支出が、特權侵害（=27ア）場合（=14），
29 違法な公金支出となり、地方自治法上の住民投票の対象となりた。
30 (2) では、いかんす場合に憲法20条1項の「特權」内と（27ア）、「宗教團
31 体」、意義と共に問題となる。
32 憲法20条改め、信教の自由を保障し、それに特權侵害思想・良心
33 自由（19条）と別に保障しているが、戦前日本が、宗教団体と信託
34 し、国家神道として~~神道~~国民を戦争に投入していった反対によるもの
35 である。平成7年、戦前の日本が~~神道~~公金支出を禁じていた（=7.11）
36 の行為でも、國家と宗教がからり合って矛盾する行為にはなる、全
37 て公金支出をすれば、特權の内と考るともできる。
38 しかしながら、現在、宗教法人も大学と併置してある実戦的、私的即
39 成として補助金を交付することがある。私立学校への補助金支出が、全て
40 特權侵害として違法な公金支出に該当すると、（国）公立大学との關係で平等
41 権侵害（憲法14条）である。また、宗教施設が、觀光産業など、
42 文化財として保護の必要性から、補助金支出しの必要性もみえる。
43 そこで、憲法20条は、国家と宗教の関係合いで全面禁止したものでは
44 なく、過度にかかわり合って禁止するとして、個人の信教の自由（主の

45 (1) 保障してもらえて解りました。

46 (3) 国家と奈良へ速度でかかわりなく運びました。題目から、寛政20年(現の奈良)

47 國体とは、贈送の信託を指す用語、促進義務、即長返済を主に

48 7月7日付の御内書(273)と解釈できます。

49 5月2日付の「時事」(273)によれば、(説明形式面)あります。当

50 5月7日付の「時事」(273)によれば、(説明形式面)あります。当

51 5月7日付の「時事」(273)によれば、(説明形式面)あります。当

52 5月7日付の「時事」(273)によれば、(説明形式面)あります。当

53 5月7日付の「時事」(273)によれば、(説明形式面)あります。当

54 5月7日付の「時事」(273)によれば、(説明形式面)あります。当

55 5月7日付の「時事」(273)によれば、(説明形式面)あります。当

56 5月7日付の「時事」(273)によれば、(説明形式面)あります。当

57 (2) Yが公金支去(273)と主張するに、春(例)大祭と開催され

58 の寄附金にて行かれています。

59 (4) B神社は、上記の上に、甲に「英靈」と記された神社であり、例

60 大祭は例より A市民や A市内の複数の町内会からの寄附(273)によるもので、

61 例大祭の実費を負担していません。そのため、寄附金を支出了す

62 63 64 65 66 67 68 69 69 70 70 71 72 72 73 73 74 74 75 75 76 76 77 77 78 78 79 79 79 80 80 81 81 82 82 83 83 84 84 85 85 86 86 87 87 88 88 89 89 90 90

も、Yは、同時期の寺の花葬(273)と同様で開催されています。

57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

67 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

72 73 74 75 76 77 78 79 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

74 75 76 77 78 79 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

76 77 78 79 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90

82 83 84 85 86 87 88 89 90

84 85 86 87 88 89 90

86 87 88 89 90

88 89 90

89 90

90